

# 官報

号外  
昭和六十三年十二月十六日

## ○第百十三回 参議院會議録第十三号

昭和六十三年十二月十六日(金曜日)

午後零時四十一分開議

### ○議事日程 第十三号

昭和六十三年十二月十六日

午後零時三十分開議

第一 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第二 肉用子牛生産安定等特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)

第三 遊漁船業の適正化に関する法律案(衆議院提出)

### ○本日の會議に付した案件

一、国家公務員等の任命に関する件  
以下 議事日程のとおり

### ○議長(土屋義彦君) これより會議を開きます。

この際、国家公務員等の任命に関する件についてお諮りいたします。

内閣から、運輸審議会委員に平四郎君を任命することについて、本院の同意を求めてまいりました。

内閣申し出のとおり、これに同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、全会一致をもってこれに同意することに決しました。

### ○議長(土屋義彦君) 日程第一 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

日程第二 肉用子牛生産安定等特別措置法案(いずれも内閣提出、衆議院送付)

日程第三 遊漁船業の適正化に関する法律案(衆議院提出)

以上三案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長 長福田宏一君。

### 審査報告書

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月十五日

農林水産委員長 福田 宏一

参議院議長 土屋 義彦殿

### 要領書

#### 一、委員会の決定の理由

本法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化に対処して、畜産振興事業団が主要な畜産物の生産及び流通に関する情報の収集、整理及び提供の業務を行うこととともに、同事業団が行う輸入に係る牛肉の買入れ及び売渡しの業務に関する規定の整理等を行おうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。

#### 一、費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

### 附帯決議

政府は、牛肉の輸入自由化に対処し、国民の要請する良質かつ安全な畜産物の供給について適切に配慮するとともに、牛肉需給の中長期的見通し等を踏まえて、次の事項の実現に努め、我が国内用牛生産の安定的発展に遺憾なきを期すべきである。

一 保証基準価格については、我が国内用牛生産の振興に資するよう、肉用子牛の再生産の確保が十分図られる水準に決定するとともに、生産者補給交付金の交付に要する経費その他の肉用子牛等対策費については、特定財源化した牛肉等の関税収入相当額から所要額を十分確保すること。

二 ウルグアイ・ラウンドに委ねられている一九九四年度以降における牛肉等に係る関税率等の国境措置については、国内生産に悪影響を及ぼすことのないよう遺憾なきを期すること。

三 新たに導入される肉用子牛の生産者補給金交付事業が円滑に実施されるよう、現行の肉用子牛価格安定事業の拡充・強化に必要な予算の確保、基金財源の充実その他体制の整備に努めること。

四 肥育経営の体質強化に必要な施策の拡充と予算の確保を図るとともに、地域格差や個々の経営実態に応じた指導助言の徹底に努めること。また、繁殖肥育一貫経営を推進すること。

併せて、国産牛肉の価格安定を図るため、畜産物の価格安定等に関する法律の適切な運用を図ること。

五 素畜費とあわせ生産費の大宗を占める飼料費の低減に資するため、飼料生産基盤の整備・拡充を図るとともに配合飼料の生産及び流通の合理化等について指導を行うこと。

六 肉用牛等大家畜経営農家の負債等の実態を踏まえ、経営の安定に必要な融資・補助施策を拡充・強化すること。

七 肉用牛経営農家の経営努力が消費者価格に反映されるよう牛肉の流通体制の改善・合理化を図ること。

八 肉用子牛の生産者補給金交付業務をはじめ、畜産振興事業団の各種業務が円滑かつ適切に実施できる体制を早急に整備するとともに、業務に従事する職員の雇用の安定を図ること。

九 肉用牛の改良増殖の推進とその資源の拡大を図るため、受精卵移植等の技術の開発・普及に努めること。  
右決議する。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案  
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案

畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)の一部を次のように改正する法律

第七條を次のように改める。  
第七條 削除

第二十七條第三項本文を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は三年とし、理事及び監事の任期は二年とする。

第三十七條第二項中「第二十七條第三項」を「第二十七條第三項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。  
2 評議員の任期は、三年とする。

第三十八條第一項中「行なう」を「行ふ」に改め、同項第一号中「その他の食肉」を「輸入に係る指定

食肉を除く。」に改め、同項第二号中「その他の食肉」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に次の一号を加える。

七 主要な畜産物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供すること。

第四十條中「又は指定食肉(牛肉を除く。)」を削り、「又は当該指定食肉を保管」を「保管」に改め、「又は当該指定食肉若しくは政令で定めるこれに代わるべき他の食肉(牛肉を除く。)」を削る。

第四十條の二を削る。

第四十一條第一項中「(第四十條の政令で定める食肉及び輸入に係る牛肉を含む。以下この項、次条及び第四十四條において同じ。)」を削り、同条第二項を削る。

第四十五條の二を削る。

第四十八條第一項中「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)」に係る経理、同項第五号を、第三十八條第一項第五号に、「並びに」を「及び」に改める。

第五十三條第一項ただし書及び第三項並びに第五十四條の二第二項を削る。

第五十四條の三第一項中「前条第一項」を「前条」に、「交付金にあつては」を「交付金を」に改め、「第五十三條第三項の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。)」に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれを削り、「これらの」を「当該に改め、同条第二項中「交付金に係る資金にあつては」及び「繰入金に係る資金にあつては当該業務

(指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費にそれぞれを削る。

第六十二條第一項中「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る第四十八條第一項の特別の勘定に属する額に相当する額」と及び「との合計額」を削る。

第六十三條第一号中「第四十五條の二」を削る。

第六十五條中「もらし」を「漏らし」に、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十六條及び第六十七條第一項中「違反して」を「よるに」、「三万円」を「二十万円」に改める。

第六十八條中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「払いもどした」を「払い戻した」に改め、同条第六号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第六十九條中「一万円」を「十万円」に改める。

附則第十一條中第五十三條第一項本文を「第五十三條第一項に、「輸入に係る牛肉についての第三十八條第一項第一号及び第二号の業務、同項第五号の業務並びに」を、第三十八條第一項第五号の業務及び」に改める。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。ただし、第七條の改正規定、第三十八條第一項の改正規定(同項第七号を同項第八号とし、同項第六号の次に一号を加える部分を除く。)、第四十條の改正規定、第四十條の二を削る改正規定、第四十一條の改正規定、第四十八條第一項の改正規定、第五十三條第一項ただし書及び第三項を削る改正規定、第五十四條の三第一項の改正規定(前条

第一項)を「前条」に改める部分を除く。)、同条第二項の改正規定、第六十二條第一項の改正規定及び附則第十一條の改正規定並びに附則第三條、第四條、第六條及び第七條(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百二十二号)第二十條第一項の改正規定、第二十條第三項の改正規定(第四十五條の二)を、第四十七條第一項)に改める部分を除く。及び第二十條の二の改正規定に限る。の規定は、昭和六十三年四月一日から施行する。

(経過措置等)

第二條 この法律の施行の際現に畜産振興事業団(以下「事業団」という。)の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

第三條 事業団は、改正後の畜産物の価格安定等に関する法律(以下「新法」という。)(第三十八條第一項及び第二項に規定する業務のほか、改正前の畜産物の価格安定等に関する法律(以下「旧法」という。)(第四十條の二の規定により買入れた輸入に係る牛肉の交換、売渡し及び保管の業務を行うことができる。この場合において、新法第五十八條第二項及び新法第五十九條第一項中「この法律」とあるのは、「この法律又は畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律(昭和六十三年法律第 号)附則第三條の規定」と、新法第六十八條第六号中「第三十八條第一項又は第二項」とあるのは、「第三十八條第一項若しくは第二項又は畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律附則第三條第一項前段」とする。

2 前項に規定する輸入に係る牛肉の売渡し及び交換については、なお従前の例による。

第四條 事業団は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の際現に旧法第五十四条の第三第一項の規定により管理されている旧法第五十三条第三項の規定により繰り入れた繰入金に係る資金を、附則第七条の規定による改正後の加工原料乳生産者補給金等暫定措置法第二十条第三項の規定により読み替えられる新法第五十四条の第三第一項に規定する繰入金に係る資金として管理しなければならない。

第五條 この法律(附則第一条ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定)の施行前にした行為及び附則第三条第二項の規定によりなお従前の例によることとされる場合における同項の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第六條 事業団は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日において、当該規定の施行の際現に輸入に係る牛肉についての旧法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に係る旧法第四十八條第一項の特別の勘定において旧法第五十三條第一項ただし書の規定により積立金として積み立てられている金額に相当する額により、資本金を増加するものとする。この場合においては、旧法第十六條第二項の認可を受けることを要しない。

2 前項に規定する金額に相当する額は、政府から事業団に出資されたものとする。  
(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部改正)  
第七條 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を次のように改正する。

第二十条第一項中、「第四十条、第四十一条第一項、第四十二条」を削り、同条第三項中「行なわれる」を「行われる」に、「並びに同項第六号」及び「同項第六号」を「同項第六号」に、「第五十三條第三項」とあるのは「第五十三條第三項又は暫定措置法第二十条の二」を「交付金を」とあるのは「交付金にあつては」と、「資金として」とあるのは「資金として、暫定措置法第二十条の二の規定により繰り入れた繰入金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費の財源に充てるための資金としてそれぞれ」と、「当該資金」とあるのは「これらの資金」と、同条第二項中「場合のほか」とあるのは「場合のほか、交付金に係る資金にあつては」と、「経費」とあるのは「経費に、繰入金に係る資金にあつては当該業務(指定助成対象事業に係るものに限る。)に必要な経費にそれぞれ」に、「合計額」を「相当する額」に、「合計額」を「相当する額」とし、「を」を加えて得た額」との合計額に、「第四十五条の二」を「第四十七條第一項」に改める。

第二十条の二中「第五十三條第一項本文」を「第五十三條第一項」に、「こえない」を「超えない」に改める。  
第二十四条中「五万円」を「二十万円」に改める。  
第二十五条中「三万円」を「二十万円」に改める。  
第二十七条中「一万円」を「十万円」に改める。

審査報告書  
肉用子牛生産安定等特別措置法案  
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

昭和六十三年十二月十六日 参議院會議録第十三号

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二二二

よつて要領書を添えて報告する。  
昭和六十三年十二月十五日  
農林水産委員長 福田 宏一  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、畜産振興事業団に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせることとする。ことに、当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策に要する経費の財源に関する特別措置等を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行つた。  
一、費用  
本法施行に伴う昭和六十四年度の予算要求額は、三億四千五百万円である。

附帯決議

政府は、牛肉の輸入自由化に対処し、国民の要請する良質かつ安全な畜産物の供給について適切に配慮するとともに、牛肉需給の中長期的見通し等を踏まえて、次の事項の実現に努め、我が国肉用牛生産の安定的発展に遺憾なきを期すべきである。  
一 保証基準価格については、我が国内用牛生産の振興に資するよう、肉用子牛の再生産の確保が十分図られる水準に決定するとともに、生産

者補給交付金の交付に要する経費その他の肉用子牛等対策費については、特定財源化した牛肉等の関税収入相当額から所要額を十分確保すること。

二 ウルグアイ・ラウンドに委ねられている一九九四年度以降における牛肉等に係る関税率等の国境措置については、国内生産に悪影響を及ぼすことのないよう遺憾なきを期すること。

三 新たに導入される肉用子牛の生産者補給金交付事業が円滑に実施されるよう、現行の肉用子牛価格安定事業の拡充・強化に必要な予算の確保、基金財源の充実その他体制の整備に努めること。

四 肥育経営の体質強化に必要な施策の拡充と予算の確保を図るとともに、地域格差や個々の経営実態に応じた指導助言の徹底に努めること。また、繁殖肥育一貫経営を推進すること。

併せて、国産牛肉の価格安定を図るため、畜産物の価格安定等に関する法律の適切な運用を図ること。

五 畜産費とあわせ生産費の大宗を占める飼料費の低減に資するため、飼料生産基盤の整備・拡充を図るとともに配合飼料の生産及び流通の合理化等について指導を行うこと。

六 肉用牛等大家畜経営農家の負債等の実態を踏まえ、経営の安定に必要な融資・補助施策を拡充・強化すること。

七 肉用牛経営農家の経営努力が消費者価格に反映されるよう牛肉の流通体制の改善・合理化を図ること。

八 肉用子牛の生産者補給金交付業務をはじめ、畜産振興事業団の各種業務が円滑かつ適切に実

昭和六十三年十二月十六日 参議院會議録第十三号 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二二二

施できる体制を早急に整備するとともに、業務に従事する職員の雇用の安定を図ること。  
九 肉用牛の改良増殖の推進とその資源の拡大を図るため、受精卵移植等の技術の開発・普及に努めること。  
右決議する。

肉用子牛生産安定等特別措置法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。  
よつて国会法第八十三条により送付する。  
昭和六十三年十一月十八日

衆議院議長 原 健三郎

参議院議長 土屋 義彦殿

肉用子牛生産安定等特別措置法案

肉用子牛生産安定等特別措置法

目次

- 第一章 総則(第一条・第二条)
- 第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例(第三条・第四条)
- 第三章 肉用子牛についての生産者補給金等の交付(第五条―第十二条)
- 第四章 肉用子牛等対策費の財源等(第十三条・第十四条)
- 第五章 雑則(第十五条―第十七条)
- 第六章 罰則(第十八条)
- 附則
- 第一章 総則
- (目的)
- 第一条 この法律は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処し

て、当分の間、畜産振興事業団に都道府県肉用子牛価格安定基金協会が交付する肉用子牛についての生産者補給金に充てるための生産者補給交付金等の交付の業務を行わせるとともに当該生産者補給交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講ずることにより、肉用子牛生産の安定その他食肉に係る畜産の健全な発達を図り、農業経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「肉用子牛」とは、肉用牛であつて政令で定める月齢未満のものをいふ。

第二章 畜産振興事業団の業務の範囲の特例

例

(畜産振興事業団の業務)

第三条 畜産振興事業団(以下「事業団」という。)は、畜産物の価格安定等に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号。以下「法」という。)第三十八条第一項及び第二項に規定する業務のほか、次の業務を行う。

- 一 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付
- 二 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付
- 三 前二号の業務に附帯する業務
- 四 前項第一号及び第二号の業務は、次条及び次章に定めるところにより行うものとする。

(業務の委託)

第四条 事業団は、前条第一項第一号の業務(生産者補給交付金の交付の決定を除く。)及び同項

第二号の業務(生産者積立助成金の交付の決定を除く。)の一部を都道府県その他農林水産大臣の指定する者に委託することができる。

2 前項に規定する者は、他の法律の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受けて、当該業務を行うことができる。

第三章 肉用子牛についての生産者補給金等の交付

(保証基準価格等)

第五条 この章において「保証基準価格」とは、肉用子牛の生産条件及び需給事情その他の経済事情を考慮し、肉用子牛の再生産を確保することを旨として、毎会計年度、当該年度の開始前に農林水産大臣が定める金額をいう。

2 この章において「合理化目標価格」とは、牛肉の国際価格の動向、肉用牛の肥育に要する合理的な費用の額等からみて、肉用牛生産の健全な発達を図るため肉用子牛生産の合理化によりその実現を図ることが必要な肉用子牛の生産費を基準として、政令で定める期間ごとに農林水産大臣が定める金額をいう。

3 この章において「平均売買価格」とは、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であつて農林水産大臣の指定するものにおける指定肉用子牛(農林水産省令で定める規格に適合する肉用子牛をいう。次項において同じ。)の売買価格の政令で定める期間ごとの平均額として農林水産省令で定めるところにより算出される金額をいう。

4 保証基準価格及び合理化目標価格(以下「保証基準価格等」という。)は、家畜市場における指定肉用子牛の売買価格として定めるものとする。

5 農林水産大臣は、保証基準価格等を定めるに当たつては、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律(昭和二十九年法律第百八十二号)第二条の二第一項に規定する基本方針に即し、肉用牛生産の近代化を促進することとなるように配慮するものとする。

6 農林水産大臣は、物価その他の経済事情に著しい変動が生じ又は生ずるおそれがある場合において、特に必要があると認めるときは、保証基準価格等を改定することができる。

7 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定しようとするときは、政令で定める審議会の意見を聴かなければならない。

8 農林水産大臣は、保証基準価格等を定め、又は改定したときは、遅滞なく、これを告示するものとする。

9 農林水産大臣は、第三項の政令で定める期間の満了後遅滞なく、平均売買価格を告示するものとする。

(生産者補給交付金等の交付)

第六条 事業団は、平均売買価格が保証基準価格を下回る場合には、予算の範囲内で、第十条に定めるところにより、酪農及び肉用牛生産の振興に関する法律第二十四条の三の五に規定する都道府県肉用子牛価格安定基金協会(以下「協会」という。)であつて都道府県知事の指定を受けたものに対し、当該協会が生産者補給金交付契約(協会が肉用子牛の生産者(肉用子牛を譲り受けてその飼養を行う者)にあつてはその譲受けに係る肉用子牛が政令で定める要件に適合するもの)に限り、法人にあつては政令で定めるもの)に限る。以下同じ。)に交付する生産者補給金に

係る契約であつて、平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合における当該生産者補給金の一部に充てるための積立金(以下「生産者積立金」という。)の積立てに要する負担金を肉用子牛の生産者が協会に納付する旨の定めがあるものをいう。以下同じ。)に係る肉用子牛につきその生産者に交付する生産者補給金の全部又は一部に充てるため、生産者補給交付金を交付することができる。

2 事業団は、予算の範囲内で、前項の指定を受けた協会(以下「指定協会」という。)に対し、その生産者積立金の一部に充てるため、政令で定めるところにより、生産者積立助成金を交付することができる。

3 都道府県は、指定協会に対し、その生産者積立金の一部に充てるため、生産者積立助成金を交付することができる。

(協会の指定)  
 第七条 前条第一項の指定は、都道府県の区域、とに、その指定を受けようとする協会の申請により、当該都道府県知事が行う。

2 前条第一項の指定を受けようとする協会は、農林水産省令で定める手続に従い、肉用子牛についての生産者補給金の交付の業務(以下「生産者補給金交付業務」という。)に関する規程(以下「業務規程」という。)を定め、これを指定申請書に添えて、当該都道府県知事に提出しなければならない。

3 前条第一項の指定は、その申請が次の要件のすべてに適合している場合でなければ、してはならない。

一 生産者補給金交付業務を適正かつ確実に実施できると認められること。

二 申請者の業務規程によれば、当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者のすべてが申請者と生産者補給金交付契約を締結することができるものと認められること。

三 申請者の業務規程において、第十条の確認に関する事項、生産者積立金の積立て及びこれに要する負担金の納付に関する事項、生産者積立金から交付する生産者補給金の金額の算定及びその交付の方法に関する事項その他農林水産省令で定める事項が農林水産省令で定める基準に従い定められていること。

四 申請者が第九条第一項の規定により指定を解除され、その解除の日から二年を経過しない者でないこと。

4 都道府県知事は、前条第一項の指定をしたときは、遅滞なく、その旨を、公示し、かつ、農林水産大臣に届け出なければならない。

(業務規程の変更)  
 第八条 指定協会は、業務規程を変更しようとするときは、農林水産省令で定める手続に従い、当該指定をした都道府県知事の承認を受けなければならない。

2 都道府県知事は、前項の承認の申請に係る業務規程が前条第三項第二号及び第三号の要件に適合している場合でなければ、前項の承認をしてはならない。

(指定の解除)  
 第九条 都道府県知事は、指定協会が次のいずれかに該当するときは、政令で定めるところにより、第六条第一項の指定を解除することができる。

一 第七条第三項第一号の要件に適合しなくなつたとき。

二 業務規程に違反して生産者補給金交付業務を行つたとき。

三 正当な理由がないのに当該都道府県の区域内で生産される肉用子牛の生産者との生産者補給金交付契約の締結を拒んだとき。

四 前条第一項の規定に違反したとき。

五 第六条第一項の指定の解除の申出があつたとき。

2 第七条第四項の規定は、前項の規定による指定の解除について準用する。

(生産者補給交付金の金額)  
 第十条 事業団が交付する生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の金額は、第五条第三項の政令で定める期間ごと及び指定協会のこと、保証基準価格から平均売買価格(その平均売買価格が合理化目標価格を下回る場合にあつては、その合理化目標価格)を控除した金額に、生産者補給金交付契約に係る肉用子牛であつて、当該政令で定める期間内に、その肉用子牛の生産者が政令で定める月齢に達した日以後に販売したこと又はその肉用子牛の生産者が飼養しており、かつ、第二条の政令で定める月齢に達したことにつき、当該指定協会が農林水産省令で定めるところにより確認をしたものの頭数に相当する数を乗じて得た金額とする。

(生産者補給交付金に係る生産者補給金の交付)  
 第十一条 指定協会は、事業団から生産者補給金交付契約に係る肉用子牛についての生産者補給交付金の交付を受けたときは、その交付を受け

た生産者補給交付金の金額に相当する金額を、生産者補給金として、前条の確認を受けた肉用子牛の生産者に対し、当該肉用子牛の頭数に応じて交付しなければならない。

(保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められる場合の読替え)  
 第十二条 保証基準価格等が肉用子牛の品種別に定められる場合には、第十条中「保証基準価格」とあるのは「肉用子牛の品種別の保証基準価格」と、「平均売買価格」とあるのは「当該品種別の平均売買価格」と、「合理化目標価格」とあるのは「当該品種別の合理化目標価格」と、「控除した」とあるのは「それぞれ控除した」と、「頭数に相当する数を乗じて得た金額」とあるのは「当該品種別の頭数に相当する数をそれぞれ乗じて得た金額を合算した金額」と、前条中「相当する金額」とあるのは「相当する金額を各品種別の肉用子牛に係る部分に区分し、その区分に応じたそれぞれの金額」と、「頭数」とあるのは「当該品種別の頭数」とする。

第四章 肉用子牛等対策費の財源等  
 (肉用子牛等対策費の財源)  
 第十三条 政府は、毎会計年度、当該年度の次に掲げる物品に係る関税(関税法(昭和二十九年法律第六十一号)第六条の二第一項第二号イ及びロに掲げる関税を除く。)の収入見込額に相当する金額を、予算で定めるところにより、次条の規定による交付金の交付及び肉用牛生産の合理化、法第二条第三項に規定する食肉(当該家畜を含む。以下「食肉等」という。)の流通の合理化その他畜産の振興に資するための施策(食肉等に係るものに限る。)の実施に要する経費(以下

「肉用子牛等対策費」という。)の財源に充てるものとする。ただし、その金額が当該年度の肉用子牛等対策費を超えると認められるときは、当該超える金額については、この限りでない。

一 関稅定率法(明治四十三年法律第五十四号)別表第〇二・〇一項及び第〇二・〇二項に掲げる牛の肉

二 関稅定率法別表第〇二・〇六項に掲げる食用のくず肉のうち牛のもの(はは肉及び頭肉に限る。)

三 関稅定率法別表第一六〇二・五〇号の二に掲げるその他の調製をし又は保存に適する処理をした肉及びくず肉のうち、牛の臟器及び舌のもの以外のもので、牛の肉及び牛のくず肉(臟器及び舌を除く。)の含有量の合計が全重量の三十パーセント以上のもの。ただし、次に掲げるものを除く。

イ 単に水煮した後に乾燥したもの

ロ 調味した後乾燥したもの

ハ コーンビーフ

ニ イからハまでに掲げるもの以外のものうち、気密容器入りのもので野菜を含むもの又は気密容器入りのもので冷蔵及び冷凍のいずれもしてないもの

2 政府は、当該会計年度に要する肉用子牛等対策費に照らして必要があると認められるときは、当該年度の前項に規定する関稅の収入見込額のほか、当該年度の前年度以前で昭和六十六年度以降の各年度の同項に規定する関稅の収納額(当該年度の前年度については、収入見込額)に相当する金額を合算した額から当該年度の前年度以前で昭和六十六年度以降の各年度の

肉用子牛等対策費の決算額(当該年度の前年度については、予算額)を合算した額を控除した額に相当する金額の全部又は一部を、予算で定めるところにより、当該年度の肉用子牛等対策費の財源に充てるものとする。

(事業団に対する交付金)

第十四条 政府は、事業団に対し、第三条第一項に規定する業務、法第二条第三項に規定する指定食肉(以下「指定食肉」という。)についての法第三十八条第一項第一号、第二号及び第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)、

食肉等についての同項第六号及び第七号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)並びに法第二条第三項に規定する食肉についての法第三十八条第二項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、交付金を交付するものとする。

第五章 雜則

(法の適用)

第十五条 第五条第二項に規定する合理化目標価格が定められている場合には、法第三条第四項中「指定食肉」とあるのは「牛肉以外の指定食肉」と、「旨とし」とあるのは「旨とし、指定食肉たる牛肉(当該家畜を含む。)」については、その生産条件及び需給事情その他の経済事情並びに前会計年度において適用される肉用子牛生産安定等特別措置法(以下「特別措置法」という。)第五条第二項の合理化目標価格を考慮し、その再生産を確保することを旨としとする。

2 この法律の規定により事業団の業務が行われる場合には、法第三十八条第二項中「前項に規定する業務」とあるのは、前項に規定する業務及び特別措置法第三条第一項に規定する業務と、法第四十八条第一項中「同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)」に係る経理」とあるのは、「同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)」に係る経理並びに特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る経理」と、法第五十四条の二中「業務」とあるのは「業務(食肉(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、法第五十四条の三第一項中「交付金を第三十八条第一項第六号の業務」とあるのは「交付金を第三十八条第一項第六号の業務(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、「資金」として、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三十八条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。))に係るものとして、特別措置法第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。次項において同じ。)、食肉(当該家畜を含む。))についての同項第七号の業務(これに附帯する業務を含む。次項において同じ。))若しくは食肉についての同条第二項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるための資金として、それぞれ「当該資金の運用によつて」とあるのは、「前条の規定により交付を受けた交付金に係る資金の運用によつて」と、同条第二項中「第三十八条第一項第六号の業務」とあるのは「前条の規定により交付を受けた交

び特別措置法第三条第一項に規定する業務」と、法第四十八条第一項中「同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)」に係る経理」とあるのは、「同項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。以下同じ。)」に係る経理並びに特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る経理」と、法第五十四条の二中「業務」とあるのは「業務(食肉(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、法第五十四条の三第一項中「交付金を第三十八条第一項第六号の業務」とあるのは「交付金を第三十八条第一項第六号の業務(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、「資金」として、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三十八条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。))に係るものとして、特別措置法第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。次項において同じ。)、食肉(当該家畜を含む。))についての同項第七号の業務(これに附帯する業務を含む。次項において同じ。))若しくは食肉についての同条第二項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるための資金として、それぞれ「当該資金の運用によつて」とあるのは、「前条の規定により交付を受けた交付金に係る資金の運用によつて」と、同条第二項中「第三十八条第一項第六号の業務」とあるのは「前条の規定により交付を受けた交

付金に係る資金にあっては第三十八条第一項第六号の業務(食肉(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、「場合に限り」とあるのは「場合に限り、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。))についての第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務、食肉(当該家畜を含む。))についての同項第七号の業務若しくは食肉についての同条第二項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、それぞれ」と、法第五十六条の二中「業務」として交付する補助金とあるのは「業務」として交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金若しくは生産者積立助成金」と、法第五十八条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と、法第六十二条第一項中「まで国庫に」とあるのは「に特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金

付金に係る資金にあっては第三十八条第一項第六号の業務(食肉(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、「場合に限り」とあるのは「場合に限り、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。))についての第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務、食肉(当該家畜を含む。))についての同項第七号の業務若しくは食肉についての同条第二項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、それぞれ」と、法第五十六条の二中「業務」として交付する補助金とあるのは「業務」として交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金若しくは生産者積立助成金」と、法第五十八条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と、法第六十二条第一項中「まで国庫に」とあるのは「に特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金

付金に係る資金にあっては第三十八条第一項第六号の業務(食肉(当該家畜を含む。))に係るものを除く。)」と、「場合に限り」とあるのは「場合に限り、特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金に係る資金にあっては特別措置法第十六条第一項の規定により特別措置法第三条第一項に規定する業務若しくは食肉(当該家畜を含む。))についての第三十八条第一項第六号の業務に必要な経費の財源に充てるものとしてこれらの業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての第三十八条第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務、食肉(当該家畜を含む。))についての同項第七号の業務若しくは食肉についての同条第二項に規定する業務に必要な経費に充てる場合に限り、それぞれ」と、法第五十六条の二中「業務」として交付する補助金とあるのは「業務」として交付する補助金又は特別措置法第三条第一項第一号の業務として交付する生産者補給交付金若しくは同項第二号の業務として交付する生産者積立助成金」と、「当該補助金」とあるのは「当該補助金又は生産者補給交付金若しくは生産者積立助成金」と、法第五十八条第二項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、法第五十九条第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は特別措置法」と、「第四十六条第一項」とあるのは「第四十六条第一項若しくは特別措置法第四条第一項」と、法第六十二条第一項中「まで国庫に」とあるのは「に特別措置法第三条第一項に規定する業務に係る第四十八条第一項の特別の勘定に属する額に相当する額と特別措置法第十四条の規定により交付を受けた交付金

に係る第五十四条の三第一項の資金として管理されている金額に相当する額との合計額を加えて得た額まで国庫に」と、法第六十八條第六号中「第三十八條第一項又は第二項」とあるのは「第三十八條第一項若しくは第二項又は特別措置法第三條第一項」とする。

(区分経理の特例)

第十六條 事業団は、法第四十八條第一項の規定にかかわらず、第三條第一項に規定する業務又は食肉等についての法第三十八條第一項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、前条第二項の規定により読み替えられる法第五十四條の三第一項に規定する第十四條の規定により交付を受けた交付金に係る資金(以下「調整資金」という。)から、これらの業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

2 事業団は、法第四十八條第一項の規定にかかわらず、調整資金の運用若しくは使用に伴い生ずる前事業年度の事業団の収入の額又はその見込額の全部又は一部を、第三條第一項に規定する業務、法第三十八條第一項第六号の業務(これに附帯する業務を含む。)又は加工原料乳生産者補給金等暫定措置法(昭和四十年法律第百十二号)第三條第一項第一号の業務、同項第二号の業務若しくは同号の業務に係る同号の指定乳製品等についての同項第三号若しくは第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、これらの業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れることができる。

(報告及び検査)

第十七條 農林水産大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、肉用子牛の生産者、集荷業者若しくは販売業者(これらの者が直接又は間接の構成員となつてゐる団体を含む。)若しくは指定協会に対して必要な事項に関し報告をさせ、又はその職員に、これらの者の事務所その他の事業場に立ち入り、その帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合には、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 罰則

第十八條 前条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、二十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同項の罰金刑を科する。

附則

(施行期日)

第一條 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第七條から第九條まで、第十七條及び第十

八條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二章、第五條(第七條を除く)、第六條、第十條から第十二條まで、第十五條第一項及び同條第二項(法第三十八條第二項、法第四十八條第一項、法第五十六條の二、法第六十二條第一項及び法第六十八條第六号の規定に係る部分に限る。)、の規定並びに次條、附則第四條及び附則第七條の規定 昭和六十五年四月一日

三 第四章、第十五條第二項(法第五十四條の二及び法第五十四條の三の規定に係る部分に限る。)、及び第十六條の規定並びに附則第五條の規定 昭和六十六年四月一日

二條 昭和六十五年度の保証基準価格の決定については、第五條第一項中「当該年度の開始前」とあるのは、「附則第一條ただし書第二号に掲げる規定の施行後速やかに」とする。

第三條 事業団は、昭和六十三事業年度及び昭和六十四事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において法第五十三條第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八條第一項並びに法第五十三條第一項及び第三項の規定にかかわらず、その残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額を、次條の規定により第三條第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるものとして当該業務に係る法

四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れる繰入金(以下「繰入金」という。)の財源に充てるものとして法第三十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務(これらの業務に附帯する業務を含む。以下同じ。)に必要な経費の財源に繰り入れるものとする。

2 事業団は、前項の規定により繰り入れた繰入金を、次條の規定により第三條第一項に規定する業務に必要な経費に充てるものとして当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての法第三十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てるための資金として、管理しなければならない。当該資金の運用によつて生じた利子等の運用利益金その他当該資金の運用又は使用に伴い生ずる収入についても、同様とする。

3 前項の資金は、法第五十五條の規定により運用し、又は次項の規定により使用する場合のほか、次條の規定により第三條第一項に規定する業務に必要な経費に充てるものとして当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れ又は指定食肉についての法第三十八條第一項第一号、第二号若しくは第四号の業務に必要な経費に充てる場合に限り、運用し、又は使用することができる。この場合において、法第六十八條第七号の二中「第五十四條の三第二項」とあるのは「第五十四條の三第二項又は肉用子牛生産安定等特別措置法附則第三條第三項前段」と、「同條第一項」とあるのは「第五十四條の三第一項又は同法附則第三條第二項」とする。

4 事業団は、昭和六十四事業年度において法第五十三條第二項に規定する繰越欠損金がある場



昭和六十三年十二月十六日 参議院會議録第十三号 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

合には、農林水産大臣の承認を受けて、その補てんに充てるため、第二項の資金を使用することが出来る。この場合において、法第六十八條第一号中「この法律」とあるのは、「この法律又は肉用子牛生産安定等特別措置法附則第三條第四項前段」とする。

第四條 事業団は、法第四十八條第一項の規定にかかわらず、昭和六十五年年度において、第三條第一項に規定する業務に必要な経費の財源に充てるため、前條第二項の資金から当該業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れ、又は輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において当該事業年度に生ずる法第五十三條第一項本文に規定する残余の額の見込額の全部若しくは一部を、第三條第一項に規定する業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れることが出来る。

第五條 事業団は、輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び第二号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において昭和六十五年年度に生じた法第五十三條第一項本文に規定する残余の額のうちその額に政令で定める割合を乗じて得た額に相当する額と附則第一條ただし書第三号に掲げる規定の施行の際現に附則第三條第二項の規定により管理されている資金の額との合計額を調整資金に繰り入れるものとする。

第六條 事業団は、昭和六十三事業年度から昭和六十五事業年度までの各事業年度に輸入に係る牛肉についての法第三十八條第一項第一号及び

第二号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定において法第五十三條第一項本文に規定する残余を生じたときは、法第四十八條第一項並びに法第五十三條第一項及び第三項の規定にかかわらず、昭和六十三事業年度及び昭和六十四事業年度にあつてはその残余の額からその額に附則第三條第一項の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、昭和六十五年事業年度にあつてはその残余の額からその額に前條の政令で定める割合を乗じて得た額を差し引いて得た額を、法第三十八條第一項第六号の業務(同号の指定助成対象事業に係るもの)に限り、これに附帯する業務を含む。)に必要な経費の財源に充てるため、同号の業務に係る法第四十八條第一項の特別の勘定に繰り入れるものとする。

2 前項の規定により繰り入れた繰入金金は、法第五十四條の三の規定の適用については、法第五十三條第三項の規定により繰り入れた繰入金とみなす。  
(前則に関する経過措置)  
第七條 第三條の規定の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

審査報告書

遊漁船業の適正化に関する法律案  
右は全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和六十三年十二月十五日  
農林水産委員長 福田 宏一  
参議院議長 土屋 義彦殿

要領書

一、委員会の決定の理由  
本法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し、遊漁船業の健全な発達を図るための措置を定めようとするものであつて、妥当な措置と認める。

費用

本法施行のため、特に費用を要しない。

遊漁船業の適正化に関する法律案  
右の本院提出案をここに送付する。

昭和六十三年十一月十八日  
参議院議長 土屋 義彦殿  
衆議院議長 原 健三郎

遊漁船業の適正化に関する法律

目次

- 第一章 総則(第一條・第二條)
- 第二章 遊漁船業の届出等(第三條―第六條)
- 第三章 遊漁船業の健全な発達を図るための措置
- 第一節 全国遊漁船業協会(第七條―第十一條)
- 第二節 適正営業規程(第十二條―第十五條)
- 第三節 遊漁船業団体(第十六條―第十八條)
- 第四章 雑則(第十九條―第二十二條)
- 第五章 罰則(第二十三條―第二十七條)

第一章 総則

(目的)

第一條 この法律は、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し遊漁船業の健全な発達を図るため必要な措置を定めることにより、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「遊漁船業」とは、船舶により乗客を漁場(海面及び農林水産大臣が定める内水面に属するものに限る。)に案内し、釣りその他の農林水産省令で定める方法により魚類その他の水産動植物を採捕させる事業をいう。

2 この法律において「遊漁船」とは、遊漁船業の用に供する船舶をいう。

第二章 遊漁船業の届出等

(遊漁船業の届出)

第三條 遊漁船業を営もうとする者は、あらかじめ、その営業所ごとに、農林水産省令で定めるところにより、当該営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、次に掲げる事項を記載した届出書を提出しなければならない。この場合において、当該届出書には、農林水産省令で定める書類を添付しなければならない。  
一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名  
二 営業所の名称及び所在地  
三 主たる漁場の位置  
四 遊漁船の名称及び主たる係留場所



五 事故が発生した場合における連絡方法等に  
関する事項

六 遊漁船の利用者(以下単に「利用者」とい  
う。)に生じた損害を賠償するための保険契約  
(これに類する共済に係る契約で農林水産省  
令で定めるものを含む。)を締結している場合  
にあつては、その旨

七 その他農林水産省令で定める事項

2 前項の届出書を提出した者(以下「遊漁船業  
者」という。)は、当該届出書に係る営業所を廃  
止したとき、又は同項各号に掲げる事項に変更  
があつたときは、農林水産省令で定めるところ  
により、遅滞なく、同項の都道府県知事に、農  
林水産省令で定める事項を記載した届出書を提  
出しなければならない。この場合において、当  
該届出書には、農林水産省令で定める書類を添  
付しなければならない。

(気象情報の収集等)

第四条 遊漁船業者は、遊漁船の出航前に、利用  
者の安全を確保するため必要な気象及び海象に  
関する情報を収集しなければならない。

2 遊漁船業者は、前項の情報から判断して利用  
者の安全の確保が困難であると認めるときは、  
遊漁船を出航させてはならない。

(利用者名簿)

第五条 遊漁船業者は、農林水産省令で定めると  
ころにより、営業所ごとに、利用者名簿を備え  
置き、これに利用者の氏名、住所その他農林水  
産省令で定める事項を記載しなければならない  
い。

(利用者の安全の確保のための措置)

第六条 前一条に規定するもののほか、利用者の

安全を確保するため必要な限度において、農林  
水産省令で、事故が発生した場合における連絡  
体制の整備、利用者が遵守すべき事項の揭示そ  
の他の遊漁船業者が遵守すべき事項を定めるこ  
とができる。

2 都道府県知事は、遊漁船業者が前項の農林水  
産省令で定める事項を遵守していないと認める  
ときは、当該遊漁船業者に対し、その是正のた  
めに必要な措置をとるべきことを命ずることが  
できる。

第三章 遊漁船業の健全な発達を図るため  
の措置

第一節 全国遊漁船業協会

第七条 農林水産大臣は、利用者の利便の増進及  
び漁場の安定的な利用関係の確保の見地から遊  
漁船業の健全な発達を図ることを目的として設  
立された民法(明治二十九年法律第八十九号)第  
三十四条の法人であつて、次条第一項各号に掲  
げる業務を適正かつ確実に行うことができること  
認められるものを、その申出により、全国に一  
を限つて、全国遊漁船業協会(以下「全国協会」  
という。)として指定することができる。

2 全国協会は、その名称中に全国遊漁船業協会  
という文字を用いなければならない。

3 農林水産大臣は、第一項の指定をしたとき  
は、全国協会の名称及び事務所の所在地を官報  
で公示しなければならない。

4 全国協会は、その事務所の所在地を変更しよ  
うとするときは、あらかじめ、その旨を農林水  
産大臣に届け出なければならない。

5 農林水産大臣は、前項の規定による届出があ

つたときは、その旨を官報で公示しなければな  
らない。

(業務)

第八条 全国協会は、次の各号に掲げる業務を行  
うものとする。

一 第十二条第一項に規定する適正営業規程を  
作成すること。

二 第十二条第一項に規定する適正営業規程に  
関し遊漁船業者の登録を行うこと。

三 遊漁船業に関する情報又は資料を収集し、  
及び提供すること。

四 遊漁船業に関する調査研究を行うこと。

五 前各号の業務に附帯する業務

2 全国協会は、農林水産大臣の承認を受けて、  
前項第二号の業務に関し手数料を徴収すること  
ができる。

3 全国協会は、農林水産省令で定めるところに  
より、農林水産大臣の承認を受けて、第一項第  
二号の業務のうち登録の受け付け、登録に必要な  
調査その他農林水産省令で定める業務を、営利  
を目的としない法人であつて、第十六条に規定  
する遊漁船業団体を直接又は間接の構成員とす  
るものに委託することができる。

(事業計画の届出等)

第九条 全国協会は、毎事業年度、農林水産省令  
で定めるところにより、事業計画及び収支予算  
を農林水産大臣に届け出なければならない。

2 全国協会は、農林水産省令で定めるところに  
より、毎事業年度終了後、農林水産大臣に対し  
事業状況等を報告しなければならない。

(改善命令)

第十条 農林水産大臣は、全国協会の財産の状況

又はその業務の運営に関し改善が必要であると  
認めるときは、全国協会に対し、その改善に必要  
な措置をとるべきことを命ずることができる。  
(指定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、全国協会が前条の規  
定による命令に違反したときは、第七条第一項  
の指定を取り消すことができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定により第七条第  
一項の指定を取り消したときは、その旨を官報  
で公示しなければならない。

第二節 適正営業規程

(認可)

第十二条 全国協会は、利用者の利便の増進及び  
漁場の安定的な利用関係の確保の見地から遊漁  
船業の健全な発達を図るため、遊漁船業に係る  
営業方法に関し少なくとも次の各号に掲げる事  
項を内容とする規程(以下「適正営業規程」とい  
う。)を定め、農林水産大臣の認可を受けなけれ  
ばならない。これを変更しようとするときも、  
同様とする。

一 役務の内容に関する事項  
二 漁場の適正な利用に関する事項  
三 損害賠償の実施の確保に関する事項

2 農林水産大臣は、前項の適正営業規程が次の  
各号に適合すると認めるときでなければ、これ  
を認可してはならない。

一 利用者の利便の増進に資するものであるこ  
と。  
二 漁場の安定的な利用関係が阻害されるおそ  
れがないこと。  
三 遊漁船業の健全な経営が阻害されるおそ  
れがないこと。

昭和六十三年十二月十六日 参議院会議録第十三号 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

昭和六十三年十二月十六日 参議院會議録第十三号 畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案外二件

二二八

3 農林水産大臣は、第一項の認可をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

(変更命令)

第十三条 農林水産大臣は、前条第一項の認可を受けた適正営業規程の内容が同条第二項各号の一に適合しなくなつたと認めるときは、全国協会に対し、これを変更すべきことを命ずることができる。

(準用)

第十四条 第十一条第一項の規定は、全国協会が前条の規定による命令に違反した場合について準用する。

2 第十一条第二項の規定は、前項において準用する同条第一項の規定による指定の取消しについて準用する。

(適正営業規程に係る遊漁船業者の登録)

第十五条 全国協会は、遊漁船業者から第十二条第一項の認可を受けた適正営業規程に従つて営業を行うとする旨の申出があつたときは、農林水産省令で定めるところにより、その者について登録を行うことができる。

2 前項の登録を受けた者は、第三条第一項の届出書に係る営業所及び遊漁船ごとに、その見やすい場所に、全国協会が農林水産大臣の承認を得て定める様式の標識を掲示するものとする。

3 農林水産大臣は、前項の標識について承認を与えたときは、農林水産省令で定めるところにより、その旨を官報で公示しなければならない。

4 第一項の登録を受けていない者は、第二項の

標識又はこれに類似する標識を掲げてはならない。

5 第一項の登録の取消しその他登録に関し必要な事項及び第二項の標識に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第三節 遊漁船業団体

(指定)

第十六条 都道府県知事は、農林水産省令で定めるところにより、遊漁船業者を直接又は間接の構成員とする営利を目的としない法人であつて、次条各号に掲げる業務を適正かつ確実に行うことができるものと認められるものを、その申出により、同条各号に掲げる業務を行う者(以下「遊漁船業団体」という。)として指定することができる。

(業務)

第十七条 遊漁船業団体は、次の各号に掲げる業務を行うものとする。

- 一 遊漁船業の適正な運営を確保するための構成員に対する指導を行うこと。
- 二 漁場の適正な利用を推進すること。
- 三 遊漁船業に関する利用者の苦情を処理すること。

四 前三号の業務に附帯する業務

(準用)

第十八条 第十条及び第十一条第一項の規定は、遊漁船業団体について準用する。この場合において、第十条中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第十一条第一項中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、「第七条第一項」とあるのは「第十六条」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

(報告及び立入検査)

第十九条 農林水産大臣は全国協会に対して、都道府県知事は当該都道府県の区域内において遊漁船業を営む者又は遊漁船業団体に対して、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その業務に関し報告をさせ、又はその職員をしてこれらの者の事務所、営業所若しくは遊漁船に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(聴聞)

第二十条 農林水産大臣が第十一条第一項(第十四条第一項において準用する場合を含む。)の規定による指定の取消しをしようとするとき又は都道府県知事が第六条第二項の規定による命令若しくは第十八条において準用する第十一条第一項の規定による指定の取消しをしようとするときは、農林水産省令で定めるところにより、あらかじめ、期日及び場所を指定して、公開による聴聞を行わなければならない。

2 前項の聴聞に際しては、当該処分に係る者又はその代理人に対し、意見を述べ、及び証拠を提出する機会を与えなければならない。

(政府の援助)

第二十一条 政府は、利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保

の見地から遊漁船業の健全な発達を図るため必要な援助に努めるものとする。

(省令への委任)

第二十二条 この法律に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、農林水産省令で定める。

第五章 罰則

第二十三条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第一項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第六条第二項の規定による命令に違反した者
- 三 第十九条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第二十四条 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

- 一 第三条第二項の規定に違反して届出書若しくは添付書類を提出せず、又は同項の届出書若しくは添付書類に虚偽の記載をして提出した者
- 二 第五条の規定に違反して利用者名簿を備えず、置かず、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をした者

第二十五条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の刑を科する。

第二十六条 次の場合には、全国協会の理事は、五十万円以下の過料に処する。

一 第十条又は第十三条の規定による命令に違反したとき。

二 第十二条第一項の認可を受けずに適正営業規程を実施したとき。

第二十七条 次の場合には、全国協会の理事は、三十万円以下の過料に処する。

一 第七条第四項又は第九条第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 第八条第二項の規定に違反して手数料を徴収したとき。

三 第八条第三項の規定に違反して業務の委託をしたとき。

四 第九条第二項の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十五条第二項の標識の様式を農林水産大臣の承認を得ないで定めたとき。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に遊漁船業を営んでいる者は、この法律の施行の日から二月を経過する日までの間は、第三条第一項の規定による届出をしないで、遊漁船業を営むことができる。

(農林水産省設置法の一部改正)

3 農林水産省設置法(昭和二十四年法律第百五十三号)の一部を次のように改正する。

第四百四十一号の次に次の一号を加える。

百四十一の二 遊漁船業の適正化に関する法律(昭和六十三年法律第 号)の施行に關すること。

〔福田宏一君登壇、拍手〕

○福田宏一君 ただいま議題となりました三法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は、牛肉の輸入に係る事情の変化に対処して、畜産振興事業団が輸入牛肉についての買い入れ、売り渡し等の業務を行わないこととするのと同時に、これに伴う所要の規定の整理等を行おうとするものであります。

また、肉用子牛生産安定等特別措置法案は、牛肉の輸入に係る事情の変化が肉用子牛の価格等に及ぼす影響に対処して、当分の間、畜産振興事業団に肉用子牛についての生産者補給交付金等の交付の業務を行わせると同時に、同交付金等の交付その他食肉に係る畜産の振興に資する施策の実施に要する経費の財源に関する特別の措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、参考人を招いてその意見を聴取するとともに、両法律案を一括して議題とし、審査を行いました。

質疑の主な内容は、畜産をめぐる諸情勢の変化、保証基準価格の水準及び算定方法、牛肉の自由化決定が我が国畜産に与える影響、肥育経営の安定対策、生産コストの低減、国境措置のあり方、牛肉需給の見通し、畜産物の安全性等であり

ますが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案について討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より反対である旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、肉用子牛生産安定等特別措置法案について、日本共産党を代表して諫山委員より修正案が提出されましたが、本修正案は予算を伴うものでありましたので、国会法第五十七条の三の規定に基づき内閣の意見を聴取いたしましたところ、佐藤農林水産大臣より、政府としては反対である旨の発言がありました。

続いて、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して下田委員より、修正案に賛成し、原案に反対する旨の発言がありました。

討論終局の後、採決の結果、まず、修正案は賛成少数をもって否決され、肉用子牛生産安定等特別措置法案は賛成多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、両法律案に対し、九項目にわたる附帯決議を行いました。

次に、遊漁船業の適正化に関する法律案は、遊漁船の利用者の安全の確保及び利便の増進並びに漁場の安定的な利用関係の確保に資するため、遊漁船業を営む者の業務の適正な運営を確保するとともに、その組織する団体の適正な活動を促進し、遊漁船業の健全な発達を図るための措置を定

めようとするものであります。

委員会におきましては、別に質疑もなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(土屋義彦君) これより採決をいたします。

まず、畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案及び肉用子牛生産安定等特別措置法案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 過半数と認めます。

よって、両案は可決されました。

次に、遊漁船業の適正化に関する法律案の採決をいたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(土屋義彦君) 総員起立と認めます。

よって、本案は全会一致をもって可決されました。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十九分散会

出席者は左のとおり。

- |     |        |
|-----|--------|
| 議長  | 土屋 義彦君 |
| 副議長 | 瀬谷 英行君 |
| 議員  | 及川 順郎君 |
|     | 片上 公人君 |
|     | 勝木 健司君 |
|     | 平野 清君  |

刈田 貞子君	猪熊 重二君	増岡 康治君	森田 重郎君	中西 一郎君	山崎 竜男君	梶原 敬義君	糸久八重子君
橋本孝一郎君	木本平八郎君	田代由紀男君	大河原太一郎君	河本嘉久蔵君	古賀雷四郎君	稻村 稔夫君	菅野 久光君
青木 茂君	太田 淳夫君	井上 裕君	北 修二君	原 文兵衛君	山岡 賢次君	近藤 忠孝君	橋本 敦君
中野 鉄造君	小西 博行君	金丸 三郎君	後藤 正夫君	吉川 博君	秋山 肇君	中村 哲君	大森 昭君
拔山 映子君	宮島 滉君	佐々木 満君	亀長 友義君	野末 陳平君	一井 淳治君	松前 達郎君	鶴山 篤君
塩出 啓典君	矢原 秀男君	長谷川 信君	嶋崎 均君	永田 良雄君	中曾根弘文君	香脱タケ子君	村沢 牧君
馬場 富君	広中和歌子君	加藤 武徳君	植木 光教君	高橋 清孝君	田辺 哲夫君	大木 正吾君	丸谷 金保君
松岡滿壽男君	鶴岡 洋君	木村 睦男君	石本 茂君	杵掛 哲男君	斎藤 文夫君	矢田部 理君	志苦 裕君
峯山 昭範君	飯田 忠雄君	長田 裕二君	鈴木 省吾君	下稻葉耕吉君	鈴木 貞敏君	山中 郁子君	吉岡 吉典君
和田 教美君	柳澤 鍊造君	井上 吉夫君	梶木 又三君	山本 正和君	久保田真苗君	浜本 万三君	対馬 孝且君
堀江 正夫君	林 寛子君	岡野 裕君	倉田 寛之君	森山 眞弓君	向山 一人君	粕谷 照美君	赤桐 操君
中野 明君	高桑 栄松君	大浜 方栄君	竹山 裕君	仲川 幸男君	松浦 功君	立木 洋君	市川 正一君
中西 珠子君	栗林 卓司君	石井 道子君	宮崎 秀樹君	福田 宏一君	名尾 良孝君	野田 哲君	安恒 良一君
関 嘉彦君	降矢 敬義君	松浦 孝治君	福田 幸弘君	小川 仁一君	大木 浩君	福間 知之君	本岡 昭次君
遠藤 政夫君	三木 忠雄君	野沢 太三君	永野 茂門君	岡部 三郎君	梶原 清君	八百板 正君	秋山 長造君
多田 省吾君	高木健太郎君	青木 幹雄君	上杉 光弘君	川原新次郎君	関口 恵造君	小笠原貞子君	上田耕一郎君
伏見 康治君	藤井 恒男君	小野 清子君	大塚清次郎君	田沢 智治君	大鷹 淑子君	國務大臣	
田中 正巳君	熊谷太三郎君	木宮 和彦君	久世 公亮君	斎藤栄三郎君	岡田 広君	農林水産大臣	佐藤 隆君
青島 幸男君	西川 深君	柳川 覺治君	吉村 眞事君	大島 友治君	遠藤 要君	政府委員	
陣内 孝雄君	浦田 勝君	石井 一二君	大城 眞順君	林 直君	青木 薪次君	運輸政務次官	久間 章生君
下村 泰君	山田耕三郎君	宮澤 弘君	杉山 令肇君	鈴木 和美君	中村 太郎君		
佐藤謙一郎君	二木 秀夫君	藤井 孝男君	出口 廣光君	堀内 俊夫君	斎藤 十朗君		
前島英三郎君	矢野俊比古君	水谷 力君	坂垣 正君	志村 愛子君	平井 卓志君		
添田増太郎君	守住 有信君	岩本 政光君	坂野 重信君	小山 一平君	千葉 景子君		
寺内 弘子君	林 健太郎君	下条進一郎君	村上 正邦君	田淵 勲二君	吉井 英勝君		
曾根田郁夫君	志村 哲良君	真鍋 賢二君	宮田 輝君	諫山 博君	内藤 功君		
工藤万砂美君	海江田鶴造君	山内 一郎君	西村 尚治君	渡辺 四郎君	及川 一夫君		
井上 孝君	高木 正明君	初村滝一郎君	松垣徳太郎君	山口 哲夫君	下田 京子君		

議長の報告事項  
 去る九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員  
 辞任  
 猪熊 重二君  
 補欠  
 木宮 和彦君  
 岡野 裕君  
 峯山 昭範君

地方行政委員

辞任 中野 鉄造君 補欠 片上 公人君

法務委員

辞任 宮崎 秀樹君 補欠 浦田 勝君

中野 明君 猪熊 重二君

大蔵委員

辞任 峯山 昭範君 補欠 中野 明君

文教委員

辞任 岡野 裕君 補欠 木宮 和彦君

社会労働委員

辞任 片上 公人君 補欠 中野 鉄造君

決算委員

辞任 鈴木 貞敏君 補欠 高橋 清孝君

議院運営委員

辞任 田辺 哲夫君 補欠 小野 清子君

本村 和喜君 宮崎 秀樹君

高橋 清孝君 鈴木 貞敏君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任 永田 良雄君 補欠 仲川 幸男君

田辺 哲夫君 小野 清子君

塩出 啓典君 及川 順郎君

諫山 博君 吉井 英勝君

喜屋武眞榮君 下村 泰君

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

地方自治法の一部を改正する法律案

裁判所の休日に関する法律案

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律案

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律案

行政機関の休日に関する法律案

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律案

同日議長は、次の公聴会開会承認要求を承認した。

公聴会開会承認要求書

一、議案の名称

税制改革法案(閣法第一号)

所得税法等の一部を改正する法律案(閣法第二号)

消費税法案(閣法第三号)

消費議与税法案(閣法第五号)

地方交付税法の一部を改正する法律案(閣法第六号)

一、公聴会の問題

税制改革法案、所得税法等の一部を改正する法律案、消費税法案、地方税法の一部を改正する法律案、消費議与税法案及び地方交付税法の一部を改正する法律案について

一、開会の日

昭和六十三年十二月十六日

右のとおり議決した。よつて参議院規則第六十二条により承認を求めます。

昭和六十三年十二月九日

税制問題等に関する調査特別委員長 梶木 又三

参議院議長 土屋 義彦殿

同日内閣から、参議院議員諫山博君提出耳納山麓国営総合かん排事業の計画変更に関する質問については、検討する必要があり、これに日時を要するため、十二月二十四日までに答弁する旨の国会法第七十五条第二項後段の規定による通知書を受領した。

同日内閣から次の報告書を受領した。

第百十二回国会参議院において採択された請願の処理経過

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

地方自治法の一部を改正する法律

裁判所の休日に関する法律

行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律

統計法及び統計報告調整法の一部を改正する法律

行政機関の休日に関する法律

一般職の職員の給与等に関する法律の一部を改正する法律

去る十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任 岡野 裕君 補欠 鳩山威一郎君

地方行政委員 吉井 英勝君 補欠 神谷信之助君

法務委員 浦田 勝君 補欠 梶木 又三君

大蔵委員 内藤 功君 補欠 宮本 顕治君

辞任 神谷信之助君 補欠 吉井 英勝君

社会労働委員 宮本 顕治君 補欠 内藤 功君

辞任 農林水産委員 補欠 浦田 勝君

辞任 梶木 又三君 補欠 浦田 勝君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

通信委員

辞任 補欠

鳩山威一郎君 岡野 裕君

決算委員

辞任 補欠

高橋 清孝君 鈴木 貞敏君

藤田 正明君 宮崎 秀樹君

議院運営委員

辞任 補欠

小野 清子君 田辺 哲夫君

鈴木 貞敏君 高橋 清孝君

宮崎 秀樹君 本村 和喜君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任 補欠

小野 清子君 田辺 哲夫君

関口 恵造君 井上 吉夫君

吉井 英勝君 諫山 博君

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

長野県伊那谷における米軍ジェット機による低空飛行訓練に関する質問主意書(村沢牧君提出)

同日議長は、ソヴェト社会主義共和国連邦のアルメニア共和国を襲った地震に対し、同国ユーリー・ニコラエヴィッチ・フリストラドノフ最高会議連邦会議議長及び、アウグスト・エドゥアルドヴィッチ・ヴォス最高会議民族会議議長宛見舞電報を発送した。

去る十二日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任 補欠

及川 順郎君 塩出 啓典君

諫山 博君 吉井 英勝君

野末 陳平君 秋山 肇君

同日議長は、ウランフ中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会副委員長の逝去に際し、万里同

去る十三日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

神谷信之助君 吉井 英勝君

大蔵委員

辞任 補欠

吉井 英勝君 神谷信之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任 補欠

太田 淳夫君 村上 公人君

吉井 英勝君 佐藤 昭夫君

柳澤 鍊造君 小西 博行君

秋山 肇君 野末 陳平君

一昨十四日議長において、次のとおり常任委員の

辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

吉井 英勝君 神谷信之助君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

法務委員

辞任 補欠

諫山 博君 橋本 敦君

同日議長は、ウランフ中華人民共和国全国人民代表大会常務委員会副委員長の逝去に際し、万里同

文教委員

辞任 補欠

本岡 昭次君 久保 巨君

神谷信之助君 吉井 英勝君

社会労働委員

辞任 補欠

高桑 栄松君 中野 鉄造君

農林水産委員

辞任 補欠

中野 鉄造君 高桑 栄松君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

片上 公人君 太田 淳夫君

和田 教美君 中野 明君

佐藤 昭夫君 吉井 英勝君

小西 博行君 柳澤 鍊造君

野末 陳平君 秋山 肇君

同日内閣から、財政法第四十六條第二項の規定による昭和六十二年(出納整理期間を含む)における予算使用の状況の報告を受領した。

同日議長は、グーラム・イスハク・カトン・パキスタン回教共和国大統領就任に際し、同大統領宛祝電を発送した。

同日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任 補欠

出口 廣光君 本村 和喜君

法務委員

辞任 補欠

秋山 長造君 一井 淳治君

外務委員

辞任 補欠

小西 博行君 三治 重信君

大蔵委員

辞任 補欠

久保 巨君 本岡 昭次君

文教委員

辞任 補欠

本岡 昭次君 久保 巨君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

農林水産委員

辞任 補欠

本村 和喜君 出口 廣光君

一井 淳治君 秋山 長造君

三治 重信君 小西 博行君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

税制問題等に関する調査特別委員

辞任 補欠

高橋 清孝君 岡部 三郎君

永田 良雄君 井上 孝君

二木 秀夫君 仲川 幸男君

及川 一夫君 渡辺 四郎君

矢田部 理君 大森 昭君

中野 明君 和田 教美君

柳澤 鍊造君 勝木 健司君

秋山 肇君 野末 陳平君

下村 泰君 青島 幸男君

同日委員長から次の報告書が提出された。

畜産物の価格安定等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第七号)審査報告書

肉用子牛生産安定等特別措置法案(閣法第八号)審査報告書

審査報告書

遊漁船業の適正化に関する法律案(衆第三号)審査報告書

査報告書

本日内閣から、左記の者を運輸審議会委員に任命したので、運輸省設置法第九条第一項の規定に

基づき本院の同意を求める旨の要求書を受領した。

記

(近く辞任予定の渡辺芳男の後任)

平 四郎



昭和六十三年十二月十六日 参議院会議録第十三号

明治三十五年三月三十一日  
第三種郵便物認可

発行所

〒 105

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号  
大蔵省印刷局  
官報課ダイヤルイン  
電話 三(五七)四三三

一定  
一〇  
円部